

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について
(小竹町遠賀川河川公園)

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

令和7年3月28日

九州地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

遠賀川で別図に示す区域
小竹町遠賀川河川公園

第2 都市・地域再生等占有方針

(1) 占有の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道及びこれらの施設と一体をなす出店、キッチンカー等、照明、音響施設その他都市及び地域の再生等のために利用する施設
(小竹町の振興を目的として整備される施設)
(準則第二十二第3項第一号、第二号、第三号、第六号及び第十一号)

(2) 許可方針

1. 占有申請にあたっては、河川法及びその他の関係法令を遵守すること
2. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること
3. 占有する区域及びその周辺の河川環境等との調和や景観に配慮したものであること
4. 地域の活性化、中心市街地活性化に寄与するものであること
5. 都市・地域再生等占有主体は、占有区域内を常に良好な状態に保持すること
6. 占有の許可期間中に河川利用者等から占有の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること

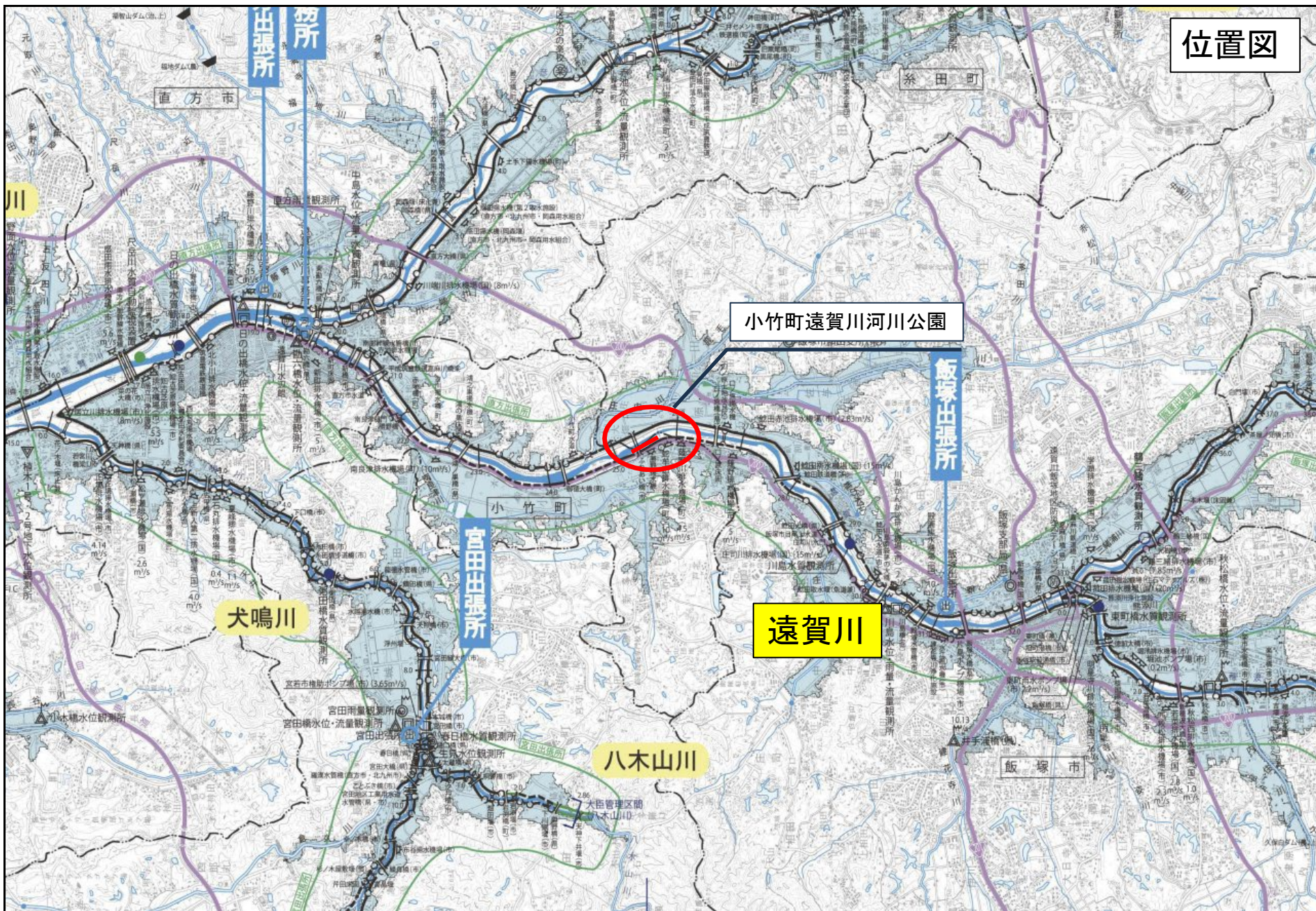
7. 洪水または暴風雨、地震、その他の原因により異状かつ重大な状態が予見される場合、又は発見した場合において、占用施設の使用を中止させたい、利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること
8. 水防活動上やむを得ない場合には、河川管理上支障のない範囲で土砂、樹木等を水防活動に利用することができるものとする。
9. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること
10. 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること
11. 施設利用料の徴収及び活用状況（占用施設の利用者数や活動状況）を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること

第3 都市・地域再生等占用主体

（1）都市・地域再生等占用主体

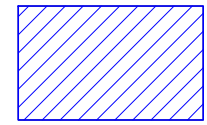
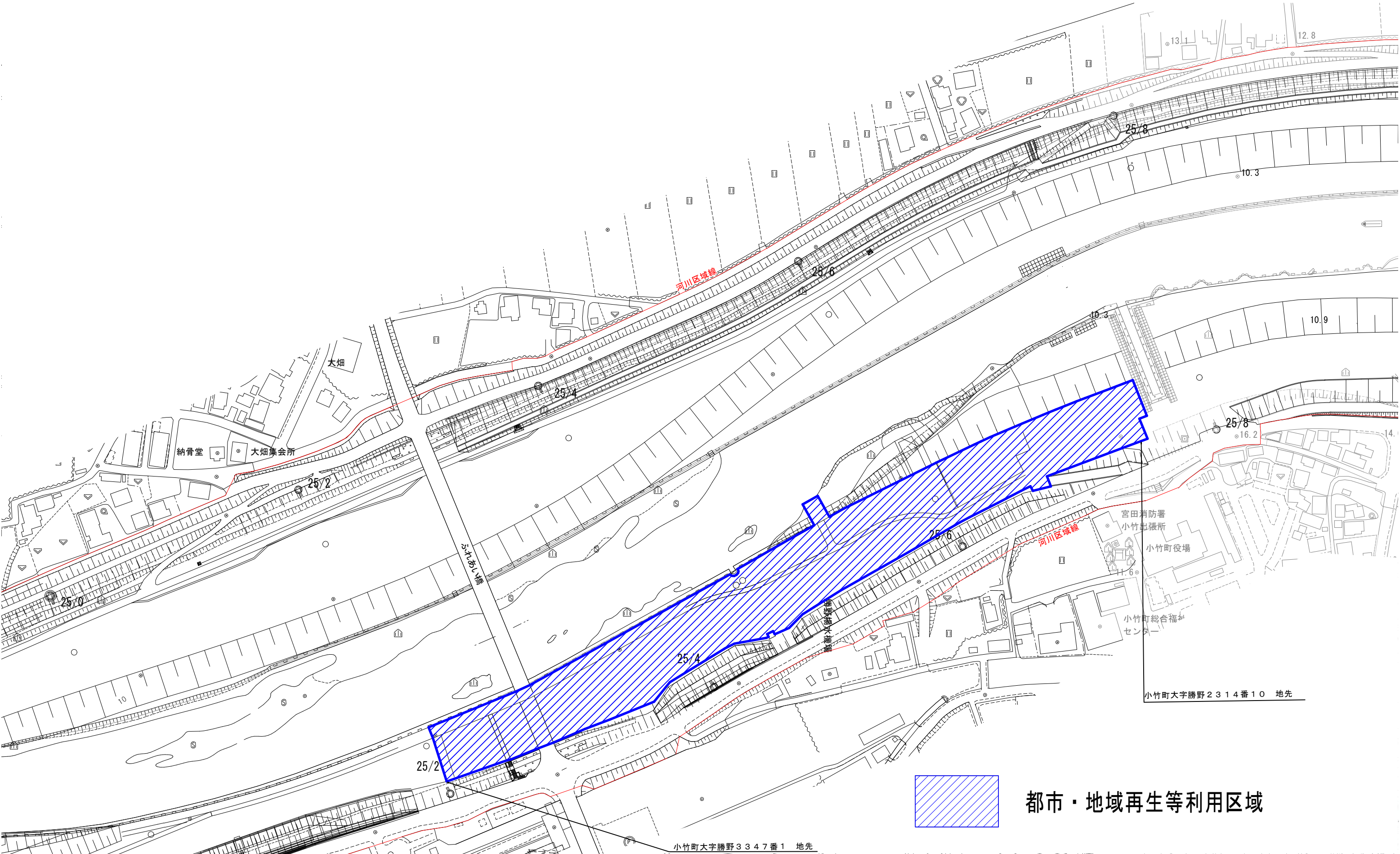
小竹町（準則第二十二第4項第一号）

位置図



平面図

小竹町 小竹町遠賀川河川公園
都市・地域再生等利用区域



都市・地域再生等利用区域

小竹町大字勝野3347番1 地先